

令和3年度八王子市農業委員会第5回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年8月31日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時05分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一  | 2 番 熊 澤 治 彦  |
| 3 番 馬 場 貴 大  | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 原 島 元 義  | 6 番 有 竹 満 次  |
| 7 番 小 林 裕 恵  | 8 番 菱 山 史 郎  |
| 9 番 坂 本 真 一  | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 美濃部 弥 生 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正   | 14 番 門 倉 豊   |

農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂   | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 21 番 石 川 研   |
| 22 番 井 上 正 芳 |              |

- 5 欠席委員 (1名)

20 番 町 田 裕 通

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山 崎 光 嘉	課 長	須 藤 文 夫
主 査	上 原 裕 之	主 査	篠 原 勝 久
主 任	萩 原 健 太	主 事	清 水 慶 秋

令和3年度（2021年度）  
八王子市農業委員会 第5回総会 議題

（令和3年8月31日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 農地の権利移動許可について
- 第9 農地の権利移動許可について
- 第10 農地の権利移動許可について
- 第11 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第12 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第13 特定農地貸付の承認について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第15 農地の権利取得の届出について
- 第16 農地所有適格法人の事業状況報告について
- 第17 農地法第6条の2に基づく事業の状況報告について

《午後2時05分開会》

議長

ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第5回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第20番町田裕通委員です。農業委員定数14名のうち、過半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになります。推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

第1「市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について」7月1日から7月30日までの届出分（13件）

第2「市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について」7月1日から7月30日までの届出分（38件）を報告。

事務局

第1及び第2について報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。（1件）

事務局

第3について報告。

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

第4「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

事務局 第4について報告。  
議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。  
農業委員 非農地証明が出された農地はどうなるのですか。  
事務局 法務局へ申請し地目を畑や田から現況の地目例えば山林や宅地に変更することになります。

議長 ほかにご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。  
第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 2件）

事務局 第5について報告。  
議長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。  
議長 質問なしと認め、進行します。  
第6から第9の「農地の権利移動許可について（八王子市）」はいずれも譲受人が八王子市であり、譲り受け後公共の用に供するものであり関連する議題ですので一括で審議します。事務局より説明願います。

第6～9「農地の権利移動許可について」について説明。  
譲受人はいずれも八王子市。譲渡人は第6は檜原町、第7は宇津木町、第8、第9は上川町にそれぞれ在住。申請地はいずれも上川町で合計11筆。登記地目は第6は田、第7は畑、第8は田、第9は田。現況は第6は田、第7は畑、第8は田、第9は田。面積は合計2,903㎡。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員が欠席されているため、会長職務代理者に代読をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。8月11日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。当該地一帯は、八王子市環境部環境保全課が「上川の里 保全と活用の方針」に基づき良好な里

山環境を有効に保全し活用する取組を行っています。第6の申請地の田では、稲が作付けされていて、作付けされていない部分は草刈り状態でした。第7の申請地の畑では、ウメが植樹され、ナタマメが作付けされていました。第8の申請地の田では、稲が作付けされていて、作付けされていない部分は休耕状態でした。第9の申請地の田では、作付けはなく、休耕状態でした。譲受人が譲り受けた後は、外部の法人数社へ管理運営委託を行い、地域住民やNPO等と協働しながら水田や畑として里山環境の復元を進めて、農地としての利活用を図っていくとのことでした。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第6から第9については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。

第10「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

第10「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は西片倉に所在。譲渡人は相続財産管理人で明神町に事務所が所在。申請地は片倉町にある土地2筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は合計1,490㎡。

譲受人の経営面積は3,841㎡、従事日数は300日。

事務局

第10について説明。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

議長

ご報告いたします。8月12日、事務局と当該農地の調査を行い、申請者と面談いたしました。申請者は、西片倉で代々農業を営んでいる認定農業者であり、約3,800㎡の農地で多種多品目の野菜を栽培し、

レストラン、飲食店へ出荷しています。片倉町の農地の一部では、シソ、枝豆等が作付けされ、その他の部分では、ネギ、オクラ、サトイモ、スベリヒユが作付けされていきました。いずれの土地も作付けされていない部分については、耕うん状態でした。収穫物は、今までと同様に青山ファーマーズマーケット、レストラン、飲食店を中心に出荷していくとのことでした。今後については、ボランティアの協力を得ながら、農業経営を行っていくとのことですので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 スベリヒユは一般の方が見た場合雑草が生えているようにしか見えないので、A判定ではなくB判定となる可能性があります。こういう状態ならこの判定というような判断の基準はあるのですか。

議 長 私個人の見解ですが、東北の方では居酒屋でスベリヒユをお通しとして出したりするそうです。このようにお通しとして出すのであれば、雑草ではないのではないかと思います。

農業委員 私はスベリヒユは子供の頃に雑草ではないと知って育ってきました。

議 長 やはりお店などで食材として提供されたりした場合には雑草ではなくなるのではないのでしょうか。

農業委員 個人で調査に行ったときに雑草かどうかを判断する必要があるのではないのでしょうか。例えば、畑の耕作者にこれは雑草ではないと主張された場合には、受け入れるしかありません。

事務局 ご質問が議題の主旨と異なるため、総会終了後にご説明させていただきます。

議 長 ほかに質問・意見はありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第10については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。

第 11「調整区域内の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

第 11「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用」の許可について」について説明。

譲受人は西寺方町、譲渡人は梶田町に在住。申請地は下恩方町にある土地 2 筆、面積は 917 m<sup>2</sup>。当該地は、市街化調整区域のうち用途地域が定められている第 3 種農地。

事務局 第 11 について説明。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の農業委員の声の調子が思わしくないため、会長職務代理者が代読いたします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。8月5日、事務局とともに現地調査を実施しました。今回の転用計画は、造園業を行っている会社が、植木の保管場所や伐採した廃木及び車両置場を確保するため、資材置場及び道路にしようとするものです。申請地は、現在、作付けはされていませんが、草刈りがされ肥培管理が行われている状態です。申請人は、昭和 50 年から恩方地区で造園業を営んでいます。業務上、植木の保管場、廃木及び車両置場が必要となりますが、現在、借用している場所が所有者の都合により、立ち退かなければならなくなったことから、新たに保管するための場所を探していたところ、不動産業者の仲介により、土地の所有者と話し合った結果、当該地を譲り受けることとなったそうです。また、当該地に接する道路が狭いため、接道する部分を分筆し道路用地に転用するとのことでした。今回の転用に当たっては、八王子市の「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」が適用されますが、すでに事前協議は済んでいるため、問題はありません。農地が減るとするのは残念なことではあ

りますが、許可の要件を満たす土地利用であるため、転用はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 当該地の北側は生産緑地地区となっておりますが、当該地は市街化調整区域となっております。この市街化区域と市街化調整区域の判断基準はどうなっているのですか。

事務局 当該地は市街化区域と市街化調整区域が隣接しているところですが、線引きは都市計画課で行っておりますので、その基準についてはこちらでは把握しておりません。

議長 ほかに質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、東京都へ送付することにしました。第 12「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

第 12「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は中山、設定する土地は堀之内の土地 6 筆、計 1,732 m<sup>2</sup>。利用権の種類は「賃借権」、期間は 6 年間。

借り手について、石川町に在住、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は 28,500 m<sup>2</sup>。主たる経営作目は施設野菜、露地野菜、農業従事者は 2 人、農作業従事日数は年間 300 日。

事務局 第 12 について説明。



議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。8月10日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で借り手にご同行いただき、今後の営農計画をうかがいました。借り手は認定農業者であり、平成27年から「農業経営基盤強化促進法」に基づき申請地を借り受け、露地野菜を栽培していました。ここで、借り受けの期間の満了に伴い、農地の所有者と話し合った結果、今までと同様の条件で賃貸借関係を続けていくことになり、今回の申請に至ったとのことです。当該地の賃貸借が成立した場合は、現在作付してあるネギなどを維持し、その後は作付計画書のとおりサトイモを作付けする予定とのことでした。収穫物は主にスーパーに出荷していくとのことでした。今後については、今までと同様に息子さんの協力を得ながら経営規模拡大を目指し、農業経営を行っていくとのことでした。畑の状態、作付け計画等に問題もなく、認定農業者としての実績もあるので安心して見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第13「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

第13「特定農地貸付けの承認について」について説明。

申請者について、住所は川口町。貸付対象農地は川口町にある土地3筆、合計1,518㎡。

事務局 第 13 について説明。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の委員が欠席しておりますので、会長職務代理者の方で調査報告書を代読願います。

農業委員 それではご報告いたします。8月12日、事務局及び農林課職員と対象の農地を確認するとともに、申請者と奥様からお話をうかがいました。申請地は、川口町の生産緑地です。申請地の内一部は、トマト、ナス、トウガラシ等の露地野菜が作付けされ、ウメ、クリ、カボス等の果樹が植樹されていきました。また、その他の部分はウメ、クリ、カキ等の果樹が植樹されていきました。当該地に植樹されているモミジ、ムラサキツツジのほか、ウメ、クリ、カキ、カボス等の果樹については、農園開設に支障をきたす場合は、適宜、伐根するとのことです。伐根等の作業完了後、農園用地として利用するための区画を整備し、通用路と多目的スペースを設け、利用者向けの簡易な休憩所や駐車場を整備し、農園利用者については、立て看板による掲示やチラシ等により一般公募を行うとのことです。申請者は、今後も一人で所有地の全てを肥培管理することに不安を抱いていたところ、生産緑地で農園開設が可能になったことを知りました。ちょうど近隣からも農園利用の要望があり、所有する農地をレクリエーションの場として活用してもらいたいという思いから、今回申請することにしたそうです。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、農作業体験をするには最適な場所だと思います。今回のように、都市農地を活用する取組事例が増えていくことは、都市農業の振興にもつながりますので、頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。

第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」について説明。

被相続人について、住所は泉町、耕作面積は2,467㎡。相続開始年月日は令和2年12月27日。相続人について、住所は泉町、年齢60歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は泉町にある2筆、2,467㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和54年1月1日。

事務局 第14について説明。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは報告いたします。8月5日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回対象農地は一体として利用されており、現在一部にダイズ、スイカ、トマト、キュウリが作付けされており、その他の部分については、柿、クリ、ナシ、モモ等の果樹が植栽されていました。収穫物は、これまで同様に自家消費や近所に配布していくとのことでした。願出者は高校卒業の昭和54年頃からほぼ毎日農作業に従事し、農業技術を習得してきました。今後も、これまで同様に農業経営を続けていくとのことですので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 15「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

第 15「農地の権利取得の届出について」を報告。（8件）

事務局  
議長

第 15 について報告。

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
第 16「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

第 16「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1件）

事務局  
議長

第 16 について報告。

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
第 17「農地法第 6 条の 2 に基づく事業の状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

第 17「農地法第 6 条の 2 に基づく事業の状況報告について」を報告。（8件）

事務局  
議長

第 17 について報告。

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第6番 有竹満次委員

第7番 小林裕恵委員

を指名します。よろしく願います。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 5 回総会を閉会します。

《午後3時00分閉会》